# 科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 26 年 6 月 10 日現在

機関番号: 17301 研究種目: 基盤研究(C) 研究期間: 2011~2013

課題番号:23520902

研究課題名(和文)フランス絶対王政の統治構造再考:官僚制、治安、裁判

研究課題名(英文)A reconsideration of the ruling system of the French Absolute Monarchy: bureaucracy

, police and justice

#### 研究代表者

正本 忍 (MASAMOTO, Shinobu)

長崎大学・大学院水産・環境科学総合研究科・准教授

研究者番号:60238897

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 4,000,000円、(間接経費) 1,200,000円

研究成果の概要(和文): 本研究の目的は、アンシアン・レジーム期の国王の裁判所・警察であったマレショーセを主たる研究対象として、フランス絶対王政の統治構造を官僚制、治安、裁判の側面から再検討することであった。上述の研究目的のうち、論文という形で成果をあげられたのは、とりわけ官僚制からの再検討である。当該期間に公表した4本の論文によって、1720年の一連の改革がマレショーセに親任官制を導入したことの意義を強調し、オート=ノルマンディー地方のマレショーセおける親任官制の実態を明らかにした。しかし、治安面、裁判面からの検討の成果を論文にまとめることはできなかった。今後の課題としたい。

研究成果の概要(英文): The aim of my study was to re-examine the ruling system of the French Absolute Mon archy from 3 points of view: bureaucracy, police and justice. For that, I reseached on the Maré chaus sé e, a rural police force and a royal special court. As a result of the study, I emphasized the impor tance of introducing a commissioners system in the Maré chaussé e and showed the realities of bure aucracy in a maré chaussé e's company of Haute-Normandie. But there remains issues in studies both on police and on justice. These are subjects for future analysis.

研究分野: 人文学

科研費の分科・細目: 史学・西洋史

キーワード: マレショーセ 官僚制 治安 裁判 フランス ノルマンディー アンシアン・レジーム

### 1.研究開始当初の背景

フランス絶対王政の統治構造に関して は、19世紀から蓄積されてきた法制史的・ 制度史的知識をベースにして、とりわけ 1970年代以降、「社会史」の問題関心を導 入しつつ、その再検討が進められてきた。 私の主たる研究対象であるマレショーセ (maréchaussée) も、アンシアン・レジーム 期の統治構造の一角を担っている。この組 織は国王の裁判所、警察、軍隊という多様 な機能を持ち、当初は裁判制度史の枠内で、 1970年代以降は犯罪、マルジノー・貧民、 兵士に関する「社会史」的な問題関心の中 で論じられ、最近では行政史、農村史の領 域でも扱われるようになっている。しかし、 絶対王政期の裁判、警察、軍隊は、それぞ れ今なお、制度的解明の余地を大いに残す 領域である。つまり、マレショーセは裁判 所、警察、軍隊といった国家の統治システ ムの制度的アプローチと「社会史」的アプ ローチが融合した「権力の社会史」を可能 にする研究テーマといえる。国家監獄バス ティーユの囚人分析からフランス近世史研 究を開始した私は、「社会史」の問題意識 に共感しながらも、絶対王政の統治構造の 制度的解明の不十分さを実感してもいたの で、新たな研究テーマとしてマレショーセ を設定したのであった。

私はフランス留学中に 18 世紀前半期のオート=ノルマンディー地方のマレショーセに研究対象を絞り、その後、マレショーセの研究史と史料状況の把握、史料収集、新旧の組織を分かつ 1720 年の全面的改組(マレショーセ改革)の意義の検討、組織および成員面の実態解明と研究を進めてでは、組織・成員研究で新たに出てきた。では、組織・成員研究で新たに出てきたのでは、組織・成員研究で新たに出てきたのでは、組織・成員研究で新たに出し、単位の表別部門(プレヴォ裁判所)と警察部門(騎馬警察隊)の活動の実態解明を試みようとしたのである。

## 2.研究の目的

私が現在まで一貫してフランス絶対王政 の統治構造を研究してきたのは、国家権力 がどのように臣民・国民を統治しようとし、それに対して臣民・国民がどのように対応したかを、国家の統治機構が飛躍的に整備されるフランス絶対王政期、とりわけ裁判・警察制度が整備される17世期後半~18世期前半において検証するためである。また、この視点は国民国家の枠組が揺らぎ始めた現在、よりいっそう不可欠だと考えるからでもある。

このような問題関心から、本研究では、アンシアン・レジーム期の国王の裁判所かつ警察であったマレショーセを主たる検討対象として、フランス絶対王政の統治構造を官僚制、治安、裁判の側面から再検討することを目的とした。

より具体的には、私がこれまで蓄積してきた研究成果をベースに、同じくオート= ノルマンディー地方のマレショーセを素材にして、売官制と親任官制の実態、騎馬警察およびプレヴォ裁判の活動の実態を明らかにした上で、主として以下の3点を検討しようとした。

マレショーセに導入された親任官制は、 売官制に基づく絶対王政の官僚制にお いてどのような意義を持ったのか。

騎馬警察隊としてのマレショーセの活動は、王権による統治の浸透にどのように 貢献し、民衆にどのように作用したのか。また、民衆はマレショーセにどのように対応したのか。

プレヴォ裁判所としてのマレショーセの 活動は、絶対王政期の裁判制度全体およ び裁判外の紛争解決システムの中でど のような役割を担ったのか。

以上のように、本研究は、フランス絶対 王政の統治構造を官僚制、警察、裁判の側 面から再検討すると同時に、マレショーセ が活動した社会そのものに関して考察する ことも目的とした。マレショーセの警察部 門 は フランス 革命後も国家憲兵隊 (Gendarmerie nationale) として現代に引き継がれている。つまり、マレショーセ研究は、警察を軍にも委ねるフランスの特徴および伝統、あるいは統治の文化というべきものを検証することでもある。また、各種民営化、民間警備会社の興隆、国民の裁判参加などに見られるように、国家による公職、警察、裁判の独占が揺らいでいる今日、国家の存在感が急激に増大した時代においてその役割を再検討することは、現代社会に生きる上でも重要だと考えた。

## 3.研究の方法

マレショーセの研究史、史料状況、また申請者の現在までの研究の進展などから総合的に判断して、本研究は以下のように構想された。

(1) マレショーセにおける売官制と親任官 制の実態解明

売官制と親任官制の再検討、「中級」 役人の研究史の整理

16~18 世紀のマレショーセ関連法令の分析による、マレショーセにおける売官制と親任官制の実態解明。マレショーセにおける親任官制の導入の意義の検討。

(2) マレショーセの警察部門(騎馬警察隊) の活動の実態解明

「マレショーセの職務に関する訓令」
(SHD, X<sup>F</sup> 1, 6)の分析による職務内容の把握
プレヴォ裁判文書(ADSM, 203BP etc.)の
分析による活動の実態解明

(3) マレショーセの裁判部門 (プレヴォ裁判 所) の活動の実態解明

王令等の分析による裁判管轄の再確 認、訴訟手続の再構成

司法外裁定 (infra-justice) に関する研究史の整理

プレヴォ裁判文書の分析による活動の 実態の解明

マレショーセと他の裁判所の間の裁判 管轄争いの分析 本研究は原則として上記の(1)~(3)の順に進むよう計画された。

最初に、R. Mousnier (1971)、W. Doyle (1996)、J. Nagle (2008) などの基本文献で売官制と親任官制について再確認するとともに、M. Cassan (1998, 2004) などによって「中級」役人の研究史を整理する。次に、16~18 世紀のマレショーセに関する諸王令を Saugrain の王令集 (1697)、古文書館所蔵の個別王令 (SHD, X<sup>F</sup> 1、AML, A.G., 102, etc.) などで参照しつつ、マレショーセにおける売官制と親任官制の変遷を明らかにし、(1)- での考察と合わせ、マレショーセにおける親任官制の導入が絶対王政期の官僚制においてどのような意味を持ったのかを検討する((1)- )。

次に、国防省歴史課古文書館所蔵の「マ レショーセの職務に関する訓令」全5巻、 および 18 世紀後半のマレショーセに関す る改革を命じた諸王令(1760年、1768年、1769 年、1778年)の分析により、マレショーセの 職務内容を明らかにする((2)- 、(3)- )。 これを参考にしつつ、マレショーセの活動 実態をセーヌ=マリティーム県古文書館所 蔵のプレヴォ裁判所文書で検証する((2)-、(3)- )。騎馬警察隊の活動は裁判文書 の初めにある被疑者の逮捕・投獄調書に主 として現れるので、これを先に読解・分析 する。プレヴォ裁判所の活動は被疑者の尋 問以降の裁判文書に現れ、文書量がはるか に多いので、より時間をかけて読解・分析 することになる。(2)- と(3)- の史料読解 作業は、プレヴォ裁判を中心とした日々の 業務を記録した逮捕・訴訟記録簿(ADSM, 202BP11 など)と訴訟手続を追跡できる一件 書類(ADSM, 203BP1, 7BP36 など)を突き合わ せながら行う。

(3)- はプレヴォ裁判文書を読み進める 中から具体的な事例を抽出しつつ、国立古 文書館所蔵の史料(AN, Z<sup>1C</sup> 478 など)もあわ せて参照する。(3)の研究は国王裁判体系におけるマレショーセの位置付けに必要であるが、地域社会におけるマレショーセの位置づけには、司法外裁定に関する理解が欠かせない。この(3)- は Y. et N. Castan (1974, 1980)、B. Garnot (1996, 2000)、A. Follain (2003, 2006) などの文献によって、研究史を把握することになる。

### 4.研究成果

各年度の作業は主として、 フランスの 古文書館における関係史料の収集、 史料 の読解・分析、 論文執筆の3つである。 以下では主に と について記す。

については、3年間にわたって8月~9月に3週間ほど渡仏し、国立古文書館、国防省歴史課古文書館、セーヌ=マリティーム県古文書館、ピュイ=ドゥ=ドーム県古文書館などで関連史料の収集に努めた。収集した史料はの目的に応じて読解・分析した。なお、平成23年および25年には、渡欧中に開催されていた身分制議会史の国際学会に参加し、研究の視野を拡げることができた。

としては、まず、マレショーセの組織・ 編制面に関するこれまでの研究成果を学位 申請論文『18世紀前半期(1720~1750年) のオート=ノルマンディー地方のマレショ ーセ』(一橋大学大学院、2011年)として まとめた。次に、論文「フランス絶対王政 期の騎馬警察 マレショーセ研究の射程

」で、フランス絶対王政の統治構造をマレショーセを通して分析する際の可能性について、裁判、警察、地方統治、官僚制の観点から検討した。以上は本研究の準備的作業に当たる。

これに続いて、論文「新生マレショーセにおける « officiers » の採用・就任手続」および「マレショーセから売官制を見る」を公表し、マレショーセの将校・裁判役人の採用を官僚制の視点から分析した。さら

に、論文「近世フランスにおける国王役人の昇進 騎馬警察隊員の昇進人事 」および「近世フランスにおける騎馬警察隊員の退職(1720~1750年)」(学会誌に投稿し、現在、審査中)を執筆し、騎馬警察隊員の異動と退職形態を、隊員の人事管理と中隊運営の側面から検討した。

以上の論文によって、18世紀前半のマレショーセにおける親任官制の実態、したがって下級親任官の任免の実態をかなりの程度明らかにすることができた。また、官僚制が売官制に立脚していたアンシアン・レジーム期 当該時期、ごく一部の高級親任官を除く国王役人のほとんどは官職保有者

にあって、マレショーセという全国組織の数千人の裁判役人・騎馬警察隊員に親任官制が導入されたことの意義も強調できた。下級の親任官は現在までほとんど研究されておらず、本研究は絶対王政期の官僚制や公務員の歴史研究に一定の貢献をしたといえるだろう。

論文以外の研究成果としては、日仏歴史 学会での報告「マレショーセから売官制を 見る」、台湾・淡江大学外国語学部におけ る招聘講演 "A quoi ça sert l'étude de la maréchaussée?"(2013年11月、フランス語 による)が挙げられる。

研究期間(平成23~25年)全体で見れば、 上述の研究目的のうち、論文という形で実 績をあげられたのは、とりわけ官僚制から の再検討である。治安面、裁判面からの再 検討を中心に残された課題も少なくない。 引き続き研究を進めることにしたい。

### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

#### 〔雑誌論文〕(計3件)

<u>正本忍</u>「近世フランスにおける国王役 人の昇進 騎馬警察隊員の昇進人事 」(『七隈史学』第 16 号、2014 年、 177~190 頁)。査読あり。

<u>正本忍</u>「マレショーセから売官制を見

全面的改組直後(1720~30年)の マレショーセの官職と親任官職」 (『日仏歴史学会会報』第27号、2012 年、33~47頁)。査読なし。 正本忍「新生マレショーセにおける « officiers » の採用・就任手続」(『総合

環境研究』第14巻第2号、2012年、11 ~21頁)。査読あり。

### [学会発表](計1件)

正本忍「マレショーセから売官制を見 る」、日仏歴史学会、2012年3月、於 お茶の水女子大学(東京都文京区)。

### [図書](計1件)

林田敏子・大日方純夫編『警察(近代 ヨーロッパの探求 ) 』ミネルヴァ書 房、2012年(共著、執筆担当(正本忍): 第2章「フランス絶対王政期の騎馬警 察 マレショーセ研究の射程 」、71 ~108頁)。

## 〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号:

出願年月日: 国内外の別:

取得状況(計0件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号:

取得年月日: 国内外の別:

[その他]

ホームページ等 なし

### 6. 研究組織

# (1)研究代表者

正本 忍(MASAMOTO SHINOBU)

長崎大学・大学院水産・環境科学総合研究 科・准教授

研究者番号:60238897